

インドネシア・ムスリム社会における宗教的寛容性

—「リベラル派イスラム」とその周辺— (II)

大形里美

第5章 民主化時代のリベラル派

スハルト政権下のインドネシアにおいては、他の多くのイスラム諸国に比べ、リベラル派知識人が政界の要人や宗教団体幹部として、かなり自由に活動できる環境が整っていた。しかし1998年の政変以降の同国の政治変動は、そうした状況に明らかに変化をもたらしてきている。地方政府レベルでは、地方分権化を背景に、イスラム法的ニュアンスをもつ条例が各地で施行され始めるなどイスラム法施行運動が活発化してきている。以下、政変以後、活発化してきたイスラム法施行運動に対抗するリベラル派を取り巻く状況を分析する。

(1) 地方分権化とイスラム法施行運動の活性化

1998年の政変後、イスラム法を施行しようとする運動は、「雨後の筍」のようだとはいわれ⁽¹⁾、2002年ごろから実際に国内各地でイスラム法的ニュアンスを含む条例が施行され始め、2006年6月末の時点で、イスラム法的ニュアンスを含む条例の数は30を越え、22の市と県で施行されている⁽²⁾。具体的には、ナングロ・アチェ・ダルッサラム州が2001年第18号法によって特別自治州としての地位を獲得したことで、より広範なイスラム法の施行を認められるようになった他、州レベルでは南スラウェシ、リアウ（スマトラ島）、バンテン（西ジャワ）、県／市レベルでは、西ジャワのチアンジュル、タシクマラヤ、マドゥラ島のパムカサン、ロンボック島のマタラム、村落レベルでは、西スマトラのパダン、南スラウェシのブルクンバ県下の村落などで、すでにイスラム法的ニュ

アンスをもつ条例が施行されており、それぞれの地方政府における条例の数も徐々に増加している⁽³⁾。イスラム法的ニュアンスを含む条例の内容は、姦通、賭博、アルコール、暴力の禁止、女性国家公務員や国立学校の女子生徒(イスラム教徒のみ)に対するスカーフ着用の義務付け、クルアーンを読み書きの奨励⁽⁴⁾、ザカート徴収などである。また首都ジャカルタを含め、こうした条例を制定していない他の多くの地方自治体においても、学校生徒に対し、暗記すべきクルアーンの章句を増やし、暗記することを進級の条件に課す、あるいは週に1-2回イスラム服(女子生徒はスカーフと長袖・ロングスカート、男子生徒はバジュ・ココと呼ばれるイスラム風のシャツとペチと呼ばれるトルコ帽)の着用日を定めるなどしている国立学校が近年増加している。

刑法に関しては、窃盗に対する切手刑がショック療法として有効だという声も原理主義派の議員から聞かれるが⁽⁵⁾、現在のところ、ムチ打ち刑を盛り込んだ条例はあるものの、切手刑や石打ち刑⁽⁶⁾を盛り込んだ条例はない。インドネシアの民間調査機関LSI(Lembaga Servei Indonesia「インドネシア調査機関」)が実施した全国調査によれば、イスラム法の施行に対する支持率は、2001年61.4%、2002年70.6%、2004年75.5%と、上昇傾向を見せている⁽⁷⁾。一方、姦通者に対する石打ちの刑への支持率は、2001年39%、2005年55%、2006年48%、そして切手刑への支持率は、2001年29%、2005年40%、2006年38%となっており、厳格で残酷なイメージをとまなうイスラム刑法への支持率は、イスラム法に対する漠然とした支持率よりも20%から30%低い数値を示している。ちなみに銀行の金利をハラム(イスラム法で禁止される事柄)とすることへの支持率も、2001年26%、2004年49%、2006年38%となっており、支持率の高まりは見られるものの、イスラム法の施行に対する漠然とした支持率に比べ明らかに低い数値を示していることは興味深い。やはりインドネシア調査機関LSIが行なった意識調査で2006年8月25日付『ジャカルタポスト』紙に紹介されているデータによれば、調査対象となったインドネシア33州の700人(うち88%がムスリム)のうち、包含的なパンチャシラを最も理想的なイデオロギーと考える者が69.6%を占め

る一方、中東に見られるようなイスラム政治制度を適用すべきだと考える者は11.3%にとどまっている⁽⁸⁾。ちなみに過激派のイスラム運動に関与している者の割合については、1300万人、人口の6.5%とする調査結果が出ている⁽⁹⁾。こうした数値から、同国の一般大衆がかなりの比率でイスラム法の施行を支持しているものの、大衆が望んでいるイスラム法の内実は、インドネシア国内の社会状況に適した、より現実的なものであることが推察される。また同時にこれらの数値からは、同国の国民全体の中で原理主義的な考え方をもつ人々は少ないものの、イスラムの保守的な考え方がかなりの程度共有されていることが看取される。

実際、政変以後、政治的経済的に不安定な状態が続くインドネシアにおいては、汚職や犯罪、売春や賭博などが放置され十分に取り締まられていないことに対する強い不満や、商業主義を背景としたポルノ雑誌の氾濫などによって若者たちの性道徳⁽¹⁰⁾が急速に乱れてきているとの懸念などが民衆に広く共有されており、そうした問題に対処するためにイスラム法施行への支持率が高まっているという背景も見逃せない。それら諸問題について、原理主義派は、西洋の世俗主義や自由主義経済システム、物質主義的な価値観や商業主義的文化などが諸悪の根源だと主張しており、人々が容易に入手できる安価な雑誌やタブロイド誌や、マジリス・タアリム(Majlis Ta'alim)、あるいはプンガジアン(Pengajian)と呼ばれる地域に無数に存在するイスラム勉強会、そして金曜礼拝時のモスクでの説教などの機会を通じて、そうした言説を社会化している。原理主義派は、国内に貧困層が増加し、性道徳が乱れ、治安が悪化しているのは、アメリカとユダヤ資本が主導する自由主義経済システムが原因であり、人間が勝手に作った法律ではなく神の定めたイスラム法に基づく経済システムや法制度を社会に確立すれば、それらの問題がすべて解決できるといったユートピ的な期待感を一般大衆に抱かせようとしている。また不道徳な行為の放置を集団の罪だととらえ、近年インドネシア各地に災害をもたらしている津波や地震などの天災を、アッラーによる懲罰(azab)だと教えるようなTVの布教番組や

雑誌の記事なども、イスラム法の施行に対する支持率を上げることに一役買っていないとはいえない。

また実際、イスラム法的ニュアンスを含む条例を施行し始めたブルクンバ県では、犯罪率が80%低下し、地方政府の収入も10倍に増加したという報告などもあり⁽¹¹⁾、イスラム法的ニュアンスをもつ条例の施行を歓迎している住民がかなりの割合存在していることも事実である。そこで有権者の支持を取り付けるために有利であると見れば、それまで宗教色をもたなかった政治家さえ、集票効果を期待してイスラム法の施行を公約に掲げる状況が生まれてきている。しかし、イスラム法の試行を目指す各地方において、実際にそれらの運動を主導しているのは、イスラム国家の樹立を目標に掲げるMMI (Majlis Mujahidin Indonesia 「インドネシア・ムジャヒディン協議会」) などの原理主義派勢力である⁽¹²⁾。原理主義派組織は、バンテン、ジョクジャカルタ⁽¹³⁾、ガルト、スカブミ、マドゥラ、南スラウェシなど、国内各地でイスラム法施行準備委員会 (KPPSI=Komiti Persiapan Pemberlakuan Syariat Islam) を設立し、イスラム法に基づく刑法の改正案を作成している。選挙に際してイスラム法の施行を公約に掲げ当選した場合、選挙公約を果たすことは、一見民主的なプロセスに見える。しかし条例の草案には、一般大衆よりもはるかに原理主義的な考えをもつ一部のグループの意向が条例の内容に反映される可能性が常にある。イスラム法の詳細について十分な知識が大衆の間で必ずしも共有されておらず、条例の草案プロセスに民意が反映される仕組みが保証されていない現状においては、「イスラム法」の施行を公約に掲げて選挙に勝利し、それを実現することが民主的なことであるとは必ずしも言えない。

こうした状況の中、リベラル派イスラム知識人たちは、イスラム法的ニュアンスを含む条例が施行されれば女性が真っ先に犠牲となり、異教徒たちの権利も制限されるとして、条例の施行に反対の立場をとっている。イスラム法的ニュアンスを含む条例の施行で、女性国家公務員や女子生徒がスカーフの着用を義務付けられている地域も多い他、夕方18時以降、女性が一人で外出することを

禁じる、あるいは女性が一人でホテルの前を往復するだけで売春婦だと疑われ取締りの対象とされるような規定を定める地方もあるからだ。また公務員の昇進などにクルアーンが上手に読めることを義務付けるなどの条例が、異教徒に差別的な結果をもたらすことも懸念されている。リベラル派イスラム知識人たちは、宗教間対話を積極的に行い、宗教的マイノリティーの人権問題に取り組む ICRP (Indonesian Conference On Religion and Peace 「宗教と平和についてのインドネシア会議」;リベラル派イスラム知識人のほか、キリスト教徒やヒンドゥー教徒などで構成されている。)⁽¹⁴⁾ や ICIP (the International Center for Islam and Pluralism 「イスラムと多元主義のための国際センター」; 2003年7月設立)などのNGOを結成し、イスラム法的ニュアンスを含む条例の施行に反対の立場を取っている。リベラル派イスラム知識人たちは、女性の人権擁護のために活動する大衆団体であるKPI (Koalisi Perempuan Indonesia 「インドネシア女性連合」)をはじめ、イスラム法的ニュアンスを含む条例の施行に反対する多くの世俗派の女性NGOとともに、イスラム法的ニュアンスを含む条例の施行に反対する活動を行っている。

(2)イスラム家族法改革の挫折とその余波

①イスラム家族法改革の挫折

インドネシアでは、スハルト政権崩壊直前の1998年5月、対華人女性集団レイプ事件が起こり、女性NGO活動家や大衆団体の女性組織の幹部らが一致団結し、及び腰の政府に対して事件の真相究明を求める活動を行った。このことが契機となり、女性のための国家人権委員会 (Komisi Nasional anti Kekerasan Terhadap Perempuan = 通称Komnas Perempuan) が設立され、女性に対する暴力禁止を定める法整備が進められた。そして1999年にリベラル派のグス・ドゥルが大統領に就任したこともあり、2000年には大統領令によってジェンダー主流化が国家政策として位置づけられ、女性に対して差別的な内容を含む法律が一斉に見直されることになった。

女性に対して差別的な内容を含む法律には、当然ながら結婚・離婚・相続に関わるイスラム家族法が含まれ、具体的には、夫は家長であり、妻は主婦であると定める『1974年婚姻法』、及びそれを補完するものとして結婚・離婚・相続に関わるイスラム法の細則を定める『イスラム法集成 (Kompilasi Hukum Islam)』が改革されるべき対象とされた。この『イスラム法集成』を改革するための取り組みは、宗教省のジェンダー主流化班のムスダ(Musdah Mulia)を中心として進められた。現在の『イスラム法集成』の内容が、女性に対して差別的な内容を多く含んでいるため、ジェンダー主流化を実現するための障害となっているという認識から、その改革は、ジェンダー平等の視点からイスラム法の細則を大幅に変更することを意図したものだ。このイスラム家族法の見直し作業には、第4章でふれたジェンダー問題の権威とされるイスラム学者フセインや、その他数名のリベラル派イスラム学者らが積極的に協力していた。ムスダ自身もまた、リベラル派イスラム学者として、また女性の権利擁護や宗教間対話に積極的な女性NGO活動家として著名である。宗教省幹部のムスダは、インドネシアの国立イスラム大学イ-ア-イ-エヌ(IAIN:2002年よりウ-イ-エヌUINに改称)ジャカルタ校から、1997年イスラム政治思想の分野で女性として初の博士号を取得し、国立イスラム大学大学院で教鞭をとっている。またインドネシア・ウラマー協議会エムウ-イ(MUI = Majelis Ulama Indonesia。以下MUIとする。)のメンバーの一員でもあるムスダは、上述のICRPや、自らが所長を務めるNGO「宗教&ジェンダー研究所エルカ-ア-ジェイ(LKAJ=Lembaga Kajian Agama & Jender)」などを通じて宗教間対話や女性のエンパワーメント・プログラムにも積極的に関わっている。

2000年以降、国内各地でイスラム法的ニュアンスを含む条例が施行され始めたこともあり、現在『1974年婚姻法』を補完するものとして位置づけられている『イスラム法集成』を「法律」に格上げしようという動きが生まれていた。そこで、女性に差別的な内容を含む『イスラム法集成』を緊急に改革する必要性を感じたムスダは、その動きに先行する形で2004年10月に、ジェンダー平等に配慮した新たなイスラム家族法案として『イスラム法集成一対抗法案(Couter

Legal Druft Kompilasi Hukum Islam)』を公開した。しかし、その内容があまりに革新的すぎたため、保守派からの激しい反発を招いた。結局、同法案については、公開からほどなく宗教大臣が法案についての議論を禁止する声明を出し、事態の收拾をはかるという異例の結末を迎え、イスラム家族法改革の試みは敢え無く挫折した。

ちなみに保守派から問題とされた同対抗法案の主な内容は以下の通りである。①一夫一婦制以外の婚姻形態を無効とする(第3条第1項)、②結婚できる年齢を、男女とも19歳以上とする(第7条第1項)、③婚姻に際して女性の後見人の許可を不要とする(第7条第2項)、④女性も婚姻契約を取り交わす際の証人になれる(第11条)、⑤妻になる者からも婚資を与えることができる(第16条)、⑥一時婚を認める(第28条)、⑦異教徒間の婚姻を認める(第54条)、⑧イスラム教徒以外の子供に相続権を認める(第2条e)、⑨男子と女子の相続の割合を1:1とする(第8条第3項)、⑩生物学的に父親が確認できる場合には、子供にその父親からの相続権を認める(第16条第2項)。これらの内容は、古典的イスラム法学から大きく逸脱した内容であり、リベラル派ウラマーの間でさえ、同対抗法案の内容すべてに賛同するものは少なかった。ムスダはNU傘下の女性組織ムスリマット(会員は原則40歳以上)の活動家でもあるが、ムスリマットが主宰した同対抗法案についてのセミナーでは、一人としてムスダに賛同するものはいなかったという⁽¹⁵⁾。MUIのファトワー委員会のメンバーの一人であるアリ・ムスタファ・ヤコブは、対抗法案を「悪魔思想の法集成」だと呼び、公開され出版された『イスラム法集成一対抗法案』の最後に、同プロジェクトのために資金供与を行ったアジア財団(The Asia Foundation)に対する謝辞があることから、同対抗法案を含め、アジア財団から資金供与を受けている組織の活動の裏にはアメリカの関与があるとする記事が原理主義派の複数の雑誌に掲載された⁽¹⁶⁾。

②リベラル派のイメージダウン

このイスラム家族法改革の挫折は、その後の同国のイスラム思想界の様相を一変させた。「リベラル派イスラム」という名称は、JILが設立された2001年ごろ、トレンドになっていたともいわれるが、2004年10月以降は、危険な思想であると捉えられる見方が目立ち始め、リベラル派イスラムに対する否定的な評価がマスメディアやイスラム団体内部に目立つようになってきた感がある。原理主義派はJILを設立当初から「呪われた悪魔のネットワーク (Jaringan Iblis Laknat)」の略称だと罵ったりしていたが、ムスダが主導したイスラム家族法改革の挫折までは、そうしたリベラル派と原理主義派の対立から距離を置き静観するイスラム学者たちも多かった。しかし、イスラム家族法改革の挫折を境にリベラル派に対して否定的なイメージが生まれると同時に、それまで中立的であったイスラム学者たちがリベラル派思想から距離を置くようになり、イスラム家族法改革の挫折は相対的に原理主義派との距離を縮めるという結果をもたらした。

このイスラム家族法改革の挫折から程なく、2005年3月、JILの設立当時の関係者の一人が所長を務めるNGO、フリーダム・インスティテュート (Freedom Institute) が燃料値上げに賛成する新聞広告を掲載したこともリベラル派イスラムのイメージ悪化に拍車をかけた⁽¹⁷⁾。JIL内部には燃料値上げに反対の立場をとるものが多かったにもかかわらず、この新聞広告はJILがあたかも自由主義市場経済を支持しているかのような印象を与えた。さらにJILの一部のメンバーが、礼拝の必要性さえ疑問視し、礼拝もせず、ビールを飲んでいるといった噂の流布も、リベラル派イスラム全体のイメージ悪化へとつながった。このことによってJILのメンバーではないが、JILのインターネット・サイトにインタビュー記事が掲載されている多くのリベラル派イスラム知識人もJILの支持者とみなされ、活動をしづらくなつたと言われる。

リベラル派イスラムのイメージ悪化は、中立的なイスラム系雑誌の論調にも表れている。創刊からほぼ20年の歴史をもつイスラム系主要女性誌『アマナ (Amanah)』の2005年2月号に掲載された「JILにイスラム的な態度をとろう」

というタイトルの記事は、JILは誤った思想であるため「呪われた悪魔のネットワーク」の略語だと皮肉られていることや、インドネシア・イスラム共同体フォーラム (FUII) がJILのコーディネーター (当時) のウリルに死刑のファトワーを出していることに言及し、「イスラム的な態度は彼らの誤りを気づかせること」で、「道を誤りたくないムスリムとしての義務は、影響を受けないように慎重になることだ」として、完全にJILを否定する内容となっている。

③NU、ムハマディヤへの影響

リベラル派イスラムのイメージ悪化の影響は、2004年11月に開催されたNUの全国大会と翌2005年7月に開催されたムハマディヤの全国大会にも明確に現れた。両組織内部では、1990年代からリベラル派知識人が原動力となり、現代社会が直面する諸問題に対して、より現実的で、意味のあるファトワーを導き出すための法学議論のメカニズムが模索されていたが、そうした流れは2004年から2005年を境に硬直化した。

1990年代には両組織においてイスラム的「聖書解釈学 (Hermeneutika)」の必要性が共通の認識となりつつあったが、現在は聖書解釈学に対して両組織とも否定的である。2004年11月のNU全国大会では、かつて1992年の大会で合意されたイスティンバース⁽¹⁸⁾のメカニズムについても、避けられるべきだとする声が聞かれたという。同大会においては、リベラル派のサイド・アギル・シラージュ (Said Agil Siradj) らが、プサントレン教育に聖書解釈学を導入しようとしたが、クルアーンとハディースを解釈する方法論としての聖書解釈学の採用は、聖書解釈学と呼ばれるものに明確な認識 (tashawwur) が存在しないことを理由に拒否された。またリベラル派を追い出そうとする動きが明確に見られ、NUでは保守派のハシム・ムザディ (Hasyim Muzadi) が会長に選出され、リベラル派のムスタファ・ビスリ (Mustafa Bisri) は大敗した。そして助言委員会 (komisi taushiyah) から、NU幹部からリベラル派イスラムの思想をもつ者たちを排除するようという提案が出され、モスクや会場の壁などに「NUを直ちに

リベラル派イスラム思想やシーア思想から浄化せよ」と書かれた貼り紙が張られ、マスダル・マスウーディが例外的に幹部に選出されたものの、リベラル派とみなされたメンバーのほぼ全員が幹部役員には選出されなかった⁽¹⁹⁾。

現在NU内部には、第4章でふれた1970年代からの宗教教育改革と、リベラル派を重用してきた従来の政府のイスラム政策の結果として、社会的地位を上昇させることに相対的に成功した都市部に居住するアカデミックでリベラルなグループと、キヤイ（プサントレンを主宰する長老）が影響力を持つ農村部に居住し、中東留学の経験をもち古典的で保守的なイスラム思想に固執するグループという二つの潮流が生まれてきている。そしてアカデミックでリベラルなグループが、2004年末、ムスダが主導したイスラム家族法改革の試みが性急過ぎたことで批難を受けたことをきっかけにその求心力を低下させ、その結果として保守派の指導力が相対的に高まってきていることが指摘できる。

NUと同様、ムハマディヤ内部にもアカデミックでリベラルなグループと保守的なグループという対立の構図は見られるが、ムハマディヤ内部のリベラル派はNU出身のリベラル派ほど目立った活動は行っていない。ムハマディヤの若手も、ムハマディヤのリベラル派幹部である、ジョクジャカルタの国立イスラム大学学長のアミン・アブドゥッラー（Amin Abdullah）や、アブドゥル・ムニル・ムルカン（Abdul Munir Mulkan）、ムスリム・アブドゥルラフマン（Moeslim Abdurrahman）、シャフィイ・マアリフらを後ろ盾として2003年に「ムハマディヤ若手イスラム・ネットワーク（通称JIMM）」^{ジム}を設立したが、JILのようにオフィスを持つてはいない。同組織はムハマディヤ内部では「ハラムの子（非合法に生まれた子）」と呼ばれ、2005年7月の同組織の全国大会では、解散を求める意見が委員会の一つから出された程、危険視されているものの、JILほどリベラルな言説を発信している訳ではない⁽²⁰⁾。

ムハマディヤにおいても聖書解釈学に対して積極的な姿勢を示す出版物が2000年に中央執行部から出されていたが⁽²¹⁾、2005年7月の大会では、同組織のリベラル派知識人アミン・アブドゥッラーとアブドゥル・ムニル・ムルカンが

同組織中央執行部（13人から構成される）から排除され、ムハマディヤ執行部のメンバー構成に反リベラルの趨勢が明確に表れた。同大会では、現在『メディア・ダツワ（Media Dakwah）』（「布教メディア」の意）や『ヒダヤトゥッラー（Hidayatullah）』（「アッラーの導き」の意）など原理主義派の雑誌で最も精力的に反リベラル派の論陣を張っているアディアン・フセイニ（Adian Husaini：インドネシア・ウラマー協議会のメンバーでもある）が、布教部門の幹部メンバーの一人に選ばれている。もっとも同組織における反リベラル派姿勢は2005年7月に急に出てきたものではなく、かなり以前からリベラル派思想に対しては否定的な見方が示されていた。ムハマディヤの機関紙『ムハマディヤの声（Suara Muhammadiyah）』は、2002年4月号において「リベラル派イスラムは何をしたいのか？（Islam Liberal Mau Apa?）」という特集を組んでいる。「岐路に立つリベラル派イスラム（Islam Liberal di Persimpangan）」と題するトップ記事では、5ページにわたってリベラル派に対する否定的な見解が多く掲載され、リベラル派のアミン・アブドゥッラーの見解などは、申し訳程度に添えられているだけである。記事の冒頭には、「リベラル派イスラムは新しい権力の強化と歩調を合わせる思想の苗を育てる以上のもではない」「リベラル派イスラムはIMFが主役となっている経済発展をガードするために豊かに育てられ発展させられている」「リベラル派イスラムが取り上げているアジェンダは、実際のところイスラム教徒たちにふさわしく、そして現在必要とされているアジェンダではない」「・・・本来向かわなければならぬアジェンダを不明瞭にしている」などといった意見が紹介され、明らかにリベラル派イスラムを批判する内容を多く掲載している⁽²²⁾。そして2005年5月に出版された『ムハマディヤの思想：イスラムのリベラル化に対する回答』⁽²³⁾には、ディン・シャムスディン会長が序文を寄せ、原理主義派で著名な上述のアディアン・フセイニの他、マレーシア国際イスラム大学（IIUM）のISTAC（International Institute of Islamic Thought and Civilization）に所属する2名の博士と2名の大学院生、そしてムハマディヤ中央執行部メンバー3名を含む20名が、リベラル派思想に

対する批判的論稿を寄せており、ムハマディヤの反リベラル派の姿勢がより明確に示されている。

(3)MUI(インドネシア・ウラマー協議会)の11項目のファトワー(法的見解)とその影響

2005年7月に開催された第7回MUI全国大会では、「過った思想」と「信仰を浅くする行為」という二つのテーマが議論の中心となった。前者は1980年以後インドネシアで異端とされているアフマディヤ派⁽²⁴⁾を、後者はJILを中心としたリベラル派思想を念頭においたものであった⁽²⁵⁾。大会の成果としてMUIは7月28日、11項目からなるファトワーを出したが、それらのファトワーの7項目めは、多元主義、宗教的多元主義、リベラリズム、世俗主義の内容を定義した上で、「宗教的多元主義、世俗主義、そしてリベラリズムは、イスラム教義と抵触する思想である」「イスラム教徒にとって、宗教的多元主義、世俗主義、そしてリベラリズムに従うことはハラム(禁忌)である」としている⁽²⁶⁾。また10項目めは、アフマディヤ派についてのもので、「アフマディヤ派はイスラム以外のものであり、過っていて、人を惑わすものと定めた1980年第2回MUI全国大会におけるMUIのファトワーの決定を再確認する。」「アフマディヤ派にすでに従ってしまっている者は、クルアーンとハディースに従った正しいイスラムの教えに戻ること。」「政府はインドネシア全土においてアフマディヤ派の思想の普及を禁止し、組織を凍結し、すべての活動場所を閉鎖する義務を負う。」としている⁽²⁷⁾。

このMUIのファトワーについては賛成派と反対派双方が目立った動きを見せた。ウリル、グス・ドゥル、ダワム・ラハルジョ、ジョハン・エッフエンディ、シャフィイ・アンワルなどのリベラル派イスラム知識人を中心とする「宗教と信仰の自由のための市民社会連合(Aliansi Masyarakat Madani untuk Kebebasan Beragama dan Berkeyakinan)」は、ジャカルタにあるNUの本部オフィスで記者会見を開催し、MUIのこれらのファトワーの内容について、正面

から異議を唱えた⁽²⁸⁾。グス・ドゥルは、インドネシアで正しいかどうかを決定する権限をもつのは最高裁判所だとして、最高裁判所に直ちにこの問題について会議を開くよう求め、MUIが方針を改めなければ政府からの援助を廃止するよう提案した。ダワム・ラハルジョは、「道に迷っているのはMUIだ」とコメントし、ウリルもMUIのファトワーを時代遅れとし、MUIのウラマーたちを「愚か(tolol)」だと発言したため、原理主義派の『サビリ(Sabili)』誌の2005年8月25日号は、「ウラマーが侮辱された、リベラル派を撲滅しろ!」という表紙とともに、リベラル派を痛烈に非難する内容となった。

一方、MUIのファトワーを支持するイスラム組織もジャカルタのアル・アズハル・モスクで2005年8月5日に大々的な布教集会を開催した。そもそもMUIが上述の11項目からなるファトワーを出した背景には、イスラム団体からの強い要請があった。2005年4月19日に開催された第4回KUII(Kongres Umat Islam Indonesia「インドネシア・イスラム共同体会議」)においては、JILの思想と教えがイスラム教徒たちを惑わせるもので、背教行為にあたるものだとして、JILを禁止すべきだという意見が多数出され、KUIIからMUIに対してJILを禁止するようという要請が出されていた。また同様の見解は、東ジャワ、バリ、西ヌサ・トゥンガラ州におけるMUIの地方調整会議においても出されていた。第4回のKUII実行委員長であり、MUIの事務局長を務めたディン・シャムスディンは、JILを禁止する要請があったことについて、「その要請は、インドネシアのイスラムの主流をなしているイスラム大衆団体からの声だとみて欲しい。当然、彼らはその内実、そしてそれがイスラム共同体の生活に与える影響について、彼らを感じていることを表明したのだ。」と語っている。ディンは、JILが誤った宗派であるとは言わないが、世俗主義とリベラリズムについては、それらが信仰を浅くする影響をもたらすために布教の脅威であると捉えている。そして「(特定の)グループについてではなく、世俗主義とリベラル化について言っているのだ。宗教が次々と発展する有機体で、クルアーンは最後の啓示ではないというような見方があればなおさらで、これはイスラム信仰の原則

の問題」⁽²⁹⁾ だとして、リベラル派思想に対し明らかに否定的だ。デインは2005年7月のMUI大会で常任執行部評議会(Dewan Pimpinan Harian)副会長に選出されるとともに、その直後に開催されたムハマディヤ大会で同組織の会長に選出されており、リベラル派に否定的で、保守的なデインが両組織のトップに選出されたことは、両組織の近年の保守化傾向を顕著に示している。

インドネシアにおいてファトワーは法的拘束力を持たないが、ファトワーが出されたことを一部の過激派が暴力行為の正当化のために利用する傾向があるため、社会的影響力は決して小さくない。ファトワーが出される直前の2005年7月9日と15日、インドネシアにおいて異端とされているアフマディヤ派の本部となっているモスクや大学がFPI(Front Pembela Islam「イスラム擁護戦線」)などのアナキーな過激派に襲撃されるという事件が起こっていたが⁽³⁰⁾、MUIのファトワーはタイミング的にもそれらの行為を正当化するものとして受け取られかねないものであった。実際、同ファトワーが出されてから数ヶ月の間に、西ジャワ州チアンジュル郡でアフマディヤ派の信徒たちの住居に数千人の群衆が侵入する事件が⁽³¹⁾、そしてロンボック島など他の地域においてもアフマディヤ派が管理するモスクや信徒の家屋が襲撃されるなどの事件が相次いで起きた。さらに、キリスト教徒の礼拝所が閉鎖を要求される⁽³²⁾ 事件や、MUIのファトワーに反対する声明を発表したICRPやJILのオフィスも襲撃されかけるなど、一時緊張した状況が生まれた⁽³³⁾。

MUIのファトワーが、アフマディヤ派に対する過激派による襲撃を正当化するものと受け取られかねないとして、リベラル派イスラム知識人たちは同ファトワーを撤回するようMUIに要請したが、MUIのファトワー委員会のマアルフ・アミン委員長は、MUIのファトワーが暴力行為を生み出すことはないとは主張し、撤回することはなかった。しかしながら、MUIからファトワーが出されたことがその後のアフマディヤ派に対する攻撃などへの引き金となった事実是否定できるものではなく、リベラル派の間ではMUIのファトワーが過激主義を促進する要因となったという見方が強い⁽³⁴⁾。

そもそもアフマディヤ派問題は、単にアフマディヤ派という一潮流に対する扱いの問題というよりも、同問題への対応のあり方が、今後インドネシアのイスラム社会がイスラムの宗教テキストについての異なる教義解釈をどこまで認めるのかを方向付けるという重要な側面をもっている。そのため、アフマディヤ派問題は、同派を擁護する立場に立つリベラル派思想に関連付けられ、深刻な問題であると原理主義派に受け止められているのである。アフマディヤ派組織は現在インドネシア国内に228の支部と、50万人の信者を有するとされている。同派が発行している機関紙『アル・ファドル・インターナショナル(Al-Fadhil International)』2000年7月14-20日号で、インドネシアをアフマディヤ派の布教センターにするという宣言が出されたことが、国内でアフマディヤ派に対する警戒感を高めるきっかけとなったと見られており、同じく2000年に、当時大統領を辞任したばかりのグス・ドゥルが彼らのカリフ(最高指導者)に面会したことも保守派の反発を買ったとされる⁽³⁵⁾。もしリベラル派の擁護によって、アフマディヤ派の撲滅が失敗するならば、インドネシアがアフマディヤ派布教の世界的拠点にされ、国内ムスリムの信仰が誤った方向へと導かれ、取り返しのつかない事態になると保守派勢力は危機感を強め、アフマディヤ派撲滅に躍起になっている。

原理主義勢力に広く読まれている雑誌『ヒダヤトゥッラー(アッラーの導き)』は、2008年1月10日にジャカルタ南部の主要モスクの一つアル・アズハル・モスクで「より良いインドネシアに向けてヒジュラ(遷都)しよう(Hijrah menuju Indonesia yang lebih Baik)」というテーマで開催された大布教集会(Tabligh Akbar)についての記事を掲載している。記事のタイトルは、「マスハディ：誤った潮流よりも、誤った潮流の擁護者の方がさらに危険だ」というもので、FUI(Forum Umat Islam「イスラム共同体フォーラム」)のマスハディ(Mashadi)会長と、同じくFUIのアドボカシー・チーム長、ムナルマン(Munarman)の演説内容を紹介している。同記事によれば、大布教集会の説教壇からマスハディは、「アフマディヤ派の後ろに立っているリベラル派やキ

リスト教徒の活動家たちは、イスラムの基本原則を破壊しようと努力している。彼らは、宗教多元主義の原則を声高に叫び、絶対的な真理が存在しないと主張している。だから、彼らによれば、イスラム共同体は最も正しいと自認する権利をもたない。」「アフマディヤ派は、イギリス政府がインドのムスリムのジハード精神を弱めるために結成した逸脱した潮流だ。このような誤った潮流があるために、イスラム共同体が分裂し、植民地支配者に対する依存を生み出すのだ。」と聴衆に訴えた。また同記事は、「刑務所を恐れるな」という小見出しの後、FUI幹部ムナルマンの発言を掲載している。ムナルマンは、YLBHI (Yayasa Lembaga Bantuan Hukum Indonesia 「インドネシア法律扶助協会財団」) のシニア弁護士アドナン・ブユン・ナスチオン (Adnan Buyung Nasution) らの名前を挙げ、誤った信仰潮流を擁護する人権活動家たちは、行動 (アフラク) の面でも信仰 (アキーダ) の面でも信頼できないとし、2008年1月15日に予定されていた最高検察庁によるアフマディヤ派についての決定に注目するよう呼びかけた。また、もし最高検察庁がアフマディヤ派を誤りとせず、禁止しない場合には行動を起こすよう呼びかけたとある。「刑務所を恐れるな」という彼の叫び声に、アル・アズハル・モスクを埋め尽くしていた聴衆たちは「アッラーフ・アクバル (アッラーは偉大なり)」と呼応したという。この大布教集会には、FUIの幹部の他、DDII (Dewan Da'wah Islamiyah Indonesia 「インドネシア・イスラム布教評議会」) のアフマッド・スマルゴノ (Ahmad Sumargono)、ザヒル・ハン (Zahir Khan)、LPPI (Lembaga Pengkajian dan Penelitian Islam 「イスラム研究調査機関」) のアミン・ジャマルディン (Amin Djamaluddin)、FPIのジャファル・ソディック (Jafar Shodiq)、その他のイスラム大衆組織の代表が出席したとされている⁽³⁶⁾。

(4) ポルノ規制法案論争

① ポルノ規制法案をめぐる対立

1980年代のインドネシアにおいてはビキニ姿の男性雑誌など皆無だったが、

1991年にPopuler誌が初めて女性のビキニ姿を表紙に掲載し、また1999年にはほぼ全裸の女性を表紙に掲載して物議を醸した。特に1998年の政変以降は、出版規制が大幅に緩和され、以前よりも露出度の高い女性モデルの写真を表紙に飾る成人男性向けの雑誌の出版が相次いだ。そしてこの状況を憂慮したイスラム団体関係者は、ポルノグラフィの氾濫が若者の性道徳に悪影響を与えているとして、政府に対してポルノ規制法の早期制定を要求していた。そうした要求を受け、1999-2004年期国会の第6委員会によってポルノ規制法案 (RUU^{エルウーウー} ^{アーベーパー} APP = Rancangan Undang-Undang Anti Pornografi dan Pornoaksi) が起草されてはいたものの、当初の計画では2004-2009年期の国家法律制定計画 (prolegnas) には含まれていなかった。しかし、第8委員会からの要請が発端となり、最終的に同法案が国会総会で審議されることが決定し、2006年2月には法案審議特別委員会にその準備が任された。しかし、法案には曖昧な表現が多く見られ、ポルノ・グラフィだけでなく、ポルノ・アクションまで規制の対象とする同法案については反対意見も強く、同法案の賛否をめぐる、全国規模の論争が巻き起こった。

同法案について、MUI、ICMI (Ikatan Cendekiawan Muslim se-Indonesia 「全インドネシア・ムスリム知識人協会」)、MMI、HTI (Hizbut Tahrir Indonesia 「ヒズブッ・タフリル・インドネシア」)、PKS (福祉正義党) などは賛成の立場を示した。それに対し、芸能人、文化人、世俗派知識人らとともにリベラル派イスラム知識人たちは法案が実施された場合には、女性の服装や社会活動が制限されるのではないかと、あるいは民族衣装の着用や民族舞踊の公演などに影響が出るのではないかなど、さまざまな懸念があることから同法案に異議を唱えた。3月8日には中部ジャワのジョクジャカルタ市において、法案に反対する学生組織に女性活動家やインドネシア家族計画協会の会員などが加わり数百人規模のデモを繰り広げるなど、抗議行動も見られ始めた⁽³⁷⁾。民主主義者党出身バルカン・カプラレ (Balkan Kaplale) が委員長を務める法案審議特別委員会は、論争を終結させるために、2006年3月10日同法案を全面的に

改定するとする委員会決定を出した⁽³⁸⁾。それと歩調を合わせる形で、女性エンパワーメント国務大臣ムティア・ハッタ (Mutia Hatta) も法案の全面改訂を支持する声明を出したが、国会の同法案審議特別委員会の委員の一人でもあるPKS会派ジャラルッディン・アッシャティビ (Djalaluddin al-Syatibi) は、そうした声明を根拠のないものだとし、「彼女はモラルよりも、女性と芸術が好き」なのだと批難した⁽³⁹⁾。

その後、同法案についての見直しを不要とする法案賛成派と、法案反対派双方による論争が続く中、2006年4月に米国のプレイボーイ誌の現地語版が、出版計画に対する反対デモを押し切る形で出版されたことは、ポルノ規制法案支持派の危機感を募らせた。ディスコなどを襲撃するなど過激な行動で知られているFPIが、プレイボーイ誌の出版を野放しにする筈はなく、創刊号発売直後、プレイボーイ誌のジャカルタ・オフィスはFPIに破壊され、プレイボーイ誌はオフィスをバリ島へ移転することを余儀なくされ、同誌を含め、ポルノ雑誌は店頭から一掃された。しかし閣下ではプレイボーイ誌を含めさまざまなポルノ雑誌の販売が続けられており、ポルノ規制法案を早急に国会で成立させるべきだとする声が次第に高まり、ポルノ規制法案反対派と賛成派双方によるデモが各地で繰り広げられることとなった。

イスラム法的ニュアンスをもつポルノ規制法案が国会を通過するか否かは、イスラム法的ニュアンスをもつ他のさまざまな条例の存続の是非についての判断にも直接影響を与えるものであるだけに、その審議は容易ではない。法案をめぐっては、賛成派、反対派双方によるデモが各地で繰り広げられ、2006年6月から7月にかけては、イスラム法的ニュアンスを含む条例の合法性について、1945年憲法とパンチャシラの解釈やその是非をめぐって国会で論争が起こったが、国会は混乱を極め、決着は先送りされた。

②ポルノ規制法案反対派によるデモ

2006年4月22日ジャカルタの中心部で千人余りの法案反対派によって行われ

たデモ⁽⁴⁰⁾には、グス・ドゥル元大統領の妻シンタ・ヌリヤが参加したが、腰を激しく振る振り付けがイスラム・コードに反すると非難されて久しいダンドゥット歌手イヌルと並んで参加していたことや、デモに参加していたオカマの一部が乳房を露出するパフォーマンスを行ったことなども、ポルノ規制法案に反対するリベラル派の印象を悪化させ、原理主義派は、ポルノ規制法案に反対するものは「悪魔(iblis)の心をもつ」と呼んだ。またグス・ドゥルは、イスラムの聖典クルアーンに授乳について触れている部分があることを例えに、これも読む人の考えが卑猥であれば「ポルノ」になりうるという趣旨の発言をしたことで、クルアーンを「ポルノ」だとして冒涇した「キアイ・ポルノ」だと原理主義派から騒がれるなど、ポルノ規制法案に対する賛否をめぐりリベラル派と原理主義派の対立は一層深まった。また同法案をめぐる一連の騒動を通じて、それまで原理主義派とリベラル派の間に位置し、両者から一定の距離を置いていた保守的穏健派が、ポルノ規制法案をめぐってリベラル派と対立したことで、リベラル派はいっそう孤立した。そうしたリベラル派離れの傾向は、同法案に対する賛否をめぐって、NUとムハマディヤ傘下の下部組織のなかで、法案に反対する立場をとったのが、NU傘下のファタヤット (Fatayat NU: 原則40歳までの女性会員をメンバーとする組織) のみであったこと、そして同組織がそのことでNU中央執行部から注意を受けたという事実⁽⁴¹⁾にも表れている。

③ポルノ規制法案賛成派によるデモ

2006年5月21日にはジャカルタ、ジョクジャカルタを始め、インドネシア国内の主要都市でポルノ規制法案賛成派による数十万人規模のデモが一斉に繰り広げられ、リベラル派に対する過激派の攻撃も次第にエスカレートしていった。5月21日には、ジャワ北岸のチレボンにおいても、数千人が、ポルノ出版物や映像に抗議するデモを行い、政府にポルノ規制法案を承認するよう要請したあと、「キヤイ・ジェンダー」フセインが標的とされ、彼が会長を務めるNGOのオフィスが一時封鎖されるという事件が起きた⁽⁴²⁾。アラブ風の白い長衣を着た

約30名の、FPI、MMI、チレボン共同体フォーラム (Forum Umat Cirebon) を名乗る男たちが、フセインが所長を務めるジャワ北岸、チレボンのNGOファフミナ・インスティテュート (Fahmina Institute) に押しかけ、「ファフミナの活動は、クルアーンの章句を売って、信仰を浅くする努力を行っている」と認められた」ことを理由に一時的に封鎖した。またその2日後の5月23日には西ジャワ州プルワカルタで開催された「民族と宗教を超えた対話フォーラム (Forum Dialog Lintas Etnis dan Agama)」に出席していたグス・ドゥルがFPI、MMI、HTIなどに追放されたとされる事件が起きた⁽⁴³⁾。もっともこの事件には両者の間に行き違いがあり、事件後、自分は追放されたのではなかったとグス・ドゥルが認めたが、当初はNUにおいてカリスマ的存在であるグス・ドゥルが侮辱されたと感じたジャカルタや東ジャワのグス・ドゥル支持者がすぐに反応し、グス・ドゥルを支持する民族覚醒党 (PKB) の軍事的組織「民族の騎士 (Garda Bangsa)」がFPIの本部を襲撃する一歩手前まで緊張が高まった。

上述の事件を契機に、FPIの暴力行為に反対する諸勢力が結集し「暴力反対社会同盟 (Aliansi Masyarakat Anti-Kekerasan)」を結成し、グス・ドゥルが会長を務めるNGO (The Wahid Institute) で、「アラブ風の長衣を着たチンピラ⁽⁴⁴⁾に対抗する (Melawan Preman Berjubah)」というテーマで記者会見が開催され、NU幹部のマスダルも出席し、「勝手に裁判官となって行動すれば、民主主義は崩壊する。信仰に基づいていればなおさらだ。解散させるべきだ。」と発言した。また「悪魔」呼ばわりされたシンタ・ヌリアは、著名な弁護士アドナン・ブユン・ナスチオンとともに警察に対し、アナーキーな組織に対して厳しい態度をとるよう迫った。こうした中、ついに政治法務治安調整大臣 (Menko Polhukam) がアナーキーな行為を行う大衆組織を解散させると発表するに至った⁽⁴⁵⁾。

④リベラル派の立場

リベラル派は、ポルノ出版物の流通が好ましいと思っていないわけでは、

ポルノ規制法案において「ポルノ」の定義が明確でないために、「ポルノ」の定義があいまいなポルノ規制法が制定された場合、行過ぎた規制が生まれ、芸術や文学などの分野における表現までも厳しく規制されてしまう可能性がある他、女性の服装コードが厳しくなり「アラブ化」「タリバン化」してしまう危険性があることを憂慮し、アーティストや文化人、世俗派女性活動家らと共にポルノ規制法案に対して反対の立場をとっている。一方、法案賛成派は、法案に反対している勢力は、政界に返り咲こうとしている元大統領の一派と猥褻なビジネスで利益を掻き集めようとしている者たちからなると主張する。そして法案反対派は法案賛成派の10分の1ほどで、それも都市部に限られているとし、「反対派のデモ参加者は大部分がアメリカから資金援助を受けているNGOの出身者で、アメリカは民族の道徳を破壊するためにこれらのNGOの活動に資金を援助している」とみている⁽⁴⁶⁾。実際、一部のリベラル派ウラマーがイスラム家族法改革の試みとして作成した『イスラム法集成一対抗法案』が、アジア財団の資金を受けて行われていたことに加えて、リベラル派がポルノ規制法案にも反対したことは、そうした主張を裏付ける格好の材料となった。原理主義派の説教師たちは、さまざまなメディアを通じて、アメリカがインドネシアを政治的経済的に支配することを目的として、イスラム共同体を内側から分裂させ弱体化させるために、リベラル派のNGOに資金援助を行っているという言説を流布されている⁽⁴⁷⁾。

ポルノ規制法案に対してリベラル派が反対の立場を明確にしたことは、それまでリベラル派についてほとんど知識のなかった一般大衆に対して、リベラル派の思想は自由主義経済によって利益を得るグループの側に立ち「ポルノを支持する」危険思想だから影響されてはいけないとする保守派のプロパガンダを容易に受け入れさせる契機となり、リベラル派の立場を悪化させる結果となった。原理主義派の学生たちに人気のある排他主義的傾向の強いイスラム雑誌『タルバウィ (Tarbawi)』(「教育」の意) 2006年10月12日号には、MUIのファトワー委員会のマアフフ・アミン委員長のポルノ規制法案についての見解が掲

載されている。マアルフは、ポルノグラフィーで利益を得るのは一部の人々だけであるが、その被害は国家的なもので、国家建設とキャラクター・ビルディング(特質の建設)の基礎を失うことを危惧し、際限のない思考の枠組みへと向かう現在の傾向は、グローバル社会が望んでいることに他ならず、そのまま受け入れてはならない、と呼びかけている⁽⁴⁸⁾。

おわりに

本稿では、リベラル派イスラム思想の発展プロセスとそれを取り巻く状況に注目しつつ、インドネシアにおける宗教的寛容性がイスラム思想とどのように関連しているのかを分析した。同国の1945年憲法には「宗教の自由」を保障する規定があるものの、人口の大部分をイスラム教徒が占め、唯一神の信仰を建国五原則の第一原則として掲げるインドネシアでは、国家とイスラムの関係は常に微妙にならざるを得ない。現在、「宗教」と認められていないマイノリティーの伝統宗教や、イスラム教内部の「異端」とされる宗派などによる布教活動や信仰実践の権利は認められていない。

独立後、1960年代初頭にかけてイスラム国家樹立運動の挫折を経験したインドネシアでは、1960年代末頃から、イスラム国家を否定し、宗教と国家を切り離す必要性を説くリベラル派イスラム思想潮流が生まれてきた。その後、リベラル派の宗教大臣らが中心となり宗教学校や国立イスラム大学におけるイスラム教育改革や、解放の神学に思想的影響を受けたプサントレン開発プロジェクトなどを推進してきたことが、同国においてリベラル派イスラム思想を発展させる大きな要因となった。リベラル派イスラム思想は、イスラム主義を否定する政府の宗教政策と合致するものであったため、中央集権的なスハルト政権下においては、リベラル派イスラム知識人が宗教大臣やイスラム大衆団体の幹部ポストを占める状況が生まれた。

リベラル派イスラム思想は、宗教テキストの字義的で硬直した解釈ではなく、文脈的でより柔軟な解釈を重視することを特徴とし、イスラム教義の本質を自

由、平等、博愛など普遍的な価値観であると考えため、その当然の成り行きとして、1990年代には世界的なフェミニズム運動発展の潮流の中で、女性に関する差別的内容を多く含む古典的イスラム法学の再検討の必要性を認識するに至った。また市民社会構築の障害となる異教徒に対する差別的イスラム法学も再検討の対象となった。やがて1990年代後半以降、ジェンダー平等や宗教的多元主義の視点から古典的イスラム法学を脱構築する試みについて本格的に議論されるようになってきた。このように女性や異教徒に差別的な古典的イスラム法学を現代インドネシア社会の要請に合致するよう脱構築する営為は、イスラム組織の傘下に属する女性運動と世俗派の女性運動の間の垣根を低くし、両者の間に協力関係を築くことを可能にするとともに⁽⁴⁹⁾、イスラム教徒と非イスラム教徒の間における宗教間対話を促進する上での教義的基礎となっていった。

そして1998年の政変以後、インドネシアは民主化と改革の時代を迎え、こうした新たなイスラム法学構築へ向けた営為の成果はますます結実するかに思われた。しかしそうした予測は外れ、インドネシアにおけるリベラル派イスラム思想をめぐる状況は現在かなり複雑な様相を呈している。1998年の政変後、2000年にはジェンダー主流化に関する大統領令が出されたものの、ジェンダー平等や宗教的多元主義の立場に立つリベラル派イスラム思想が政策の中で重要な役割を果たす政治的状況は生まれていない。一夫多妻をはじめ女性に差別的な内容を含むイスラム家族法の改正など、女性の人権問題は階層を越えた共通のアジェンダとして捉えられるが⁽⁵⁰⁾、宗教テキストが神聖視され、その字義的解釈が重視されている状況において宗教伝統の「正当性」を突き崩すことは容易ではない。また民主化時代を迎え地方自治が開始されたことも、ジェンダー主流化を推進しようとする中央政府の影響力を弱める結果をもたらすとともに、地方においてよそ者である都市部の女性人権活動家がアドボカシー活動を行うことを困難にしている。2000年以降、中央集権的な政治体制から地方分権化へと移行し、地方自治が各地で開始される中、イスラム法的なニュアンスをもつ

さまざまな条例が、州、県/市、村落などのレベルで次々と制定されてきている。それと同時に、1945年憲法制定時に「ジャカルタ憲章」から削除された「イスラム教徒にイスラム法の実践を義務付ける」ことを定める七語からなる文言を憲法に挿入しようとする動きも再び強まっている。民主化時代を迎えたインドネシアにおいては、大統領の直接選挙をはじめ、地方首長の直接選挙が実現したが、そうした制度的民主主義の実現は、女性や宗教的マイノリティーにとって寛容な政策を保障するどころか、それに逆行する政策へと向かうことがある可能性をも示す結果となっている。

民主化時代のインドネシアにおけるこうした新たな状況は、さまざまな要因が複雑に関係して生まれてきたものである。不安定な経済状況と中央集権的な制度の崩壊により、秩序維持能力が低下したことを背景に治安が悪化していることから、人々がイスラム法の有効性に期待を寄せていることも事実である。貧富の格差の大きい途上国においてグローバル化による諸変化は、富裕層に顕著な商業主義と物質主義をもたらし、グローバル化による恩恵から縁遠い中下層の人々の間にアメリカ主導の自由主義市場経済に対する嫌悪感を生み出している。そしてそこから生まれた「リベラリズム/リベラル(自由主義)」という用語に対する否定的イメージは、同じ「リベラル」という用語を冠する「リベラル派イスラム思想」に対するイメージの悪化へとつながっている。そしてリベラル派イスラム思想を社会化する活動を行っているNGOが、アメリカから資金援助を受けていることも、そうした見方に対する裏づけとなり、そうしたNGOが活動を続ける上での障害となり始めている。

西洋文化に対して否定的見方がある中⁽⁵¹⁾、「世俗主義的な異教徒の思想に追従するリベラル派はインドネシアのイスラム教社会にとって有害だ」とする原理主義派による主張を一般大衆が受け入れやすい状況がある。民主化時代においてますます氾濫してきているポルノグラフィは、近年若者たちの性に関する道徳観念が変化し、イスラムの規範から大きく逸脱した異性間の「自由すぎる」交際関係が横行していることの主要な原因であるとの見方がなされてきて

おり、宗教関係者のみならず国民の間にポルノ規制法制定へ向けてイデオロギーを越えた広範な支持を生み出す背景となっている。イスラム法的ニュアンスの強いポルノ規制法の制定が社会にもたらす否定的な側面を危惧し、ポルノ規制法案に反対したリベラル派イスラム知識人たちは、イスラム社会を破壊するポルノ雑誌の販売によって利益を得るグローバル商業主義の手先とみなされてしまった。

西洋諸国に比べ経済的にも政治的にも弱い立場にあり、誇るべき経済力も技術ももたない途上国のイスラム社会では、西洋諸国による支配に恐怖心を抱き、過去のイスラム文明の栄華を誇りに、イスラム教徒としてのアイデンティティーを死守しようとする内向的な精神性が育ちやすくなってきているように感じられる。グローバル化が進展する中、ハンチントンのいう「文明の対立」は、西洋とイスラム諸国の間の対立よりも、民主化時代を迎え政治的自由度の高まったインドネシアのような国において、イスラム共同体内部の激しい対立として表出しているように思われてならない。

同国のイスラム社会は、今後急速に保守化してしまうのだろうか。国民の間にはまだまだ保守的なイスラム思想が根付いている⁽⁵²⁾。特に地方においてはその傾向が強い。リベラル派イスラム思想が、燃料が値上がりしても生活に支障をきたさない都市部のエリート層のための思想とみられる限り、リベラル派イスラム思想が広範な支持を得ることは困難であろう。近年のリベラル派イスラムを取り巻く状況は、リベラル派イスラム思想を支持する層が、一部のエリート層に限られているということを実に示すものであるように思われる⁽⁵³⁾。同国に宗教的寛容性が育まれるためには、宗教教育改革が欠かせないと考えられる。同国では独立以後、宗教教育が義務化されたが、これまでのイスラム教育は、教条主義的で真理についての絶対主義的精神を育成するもののだとして、一部のリベラル派はその弊害を批判している⁽⁵⁴⁾。他の宗教を否定するのみならず、同じ宗教内部においても自己と異なる意見を否定する結果をもたらし、人道主義にとってほとんど益のない宗教教育となっているという批判だ⁽⁵⁵⁾。

今後、リベラル派イスラム思想がどのような展開を見せるのかは、インドネシア国内における犯罪や汚職の取締りなどに法律がいかにも有効に機能するか、また経済発展から生み出される富をより平等に分配できるシステムを確立し、国民の間にいかに不満を生み出さないようにできるかなど、国内的要因に大きく左右されるであろう。しかしそれと同時に、グローバル化が進む現代においては、国際的な政治経済動向や、国際的援助機関の政策なども、今後の同国におけるリベラル派イスラム思想をめぐる状況にかなりの程度影響を与えるものであることを確認しておきたい。例えば西パプアにおいて金・銀・銅を採掘しているアメリカのフリーポート社によるインドネシア側に不利な利益分配のあり方などは、イスラム主義者たちの間に資源ナショナリズムの意識を生み出しつつあり、それが同時にアメリカから資金を受けて活動しているリベラル派イスラムのNGOへの原理主義派による攻撃理由とからみ合い、問題をより複雑にしている。また近年日本のコミックが氾濫し、大学生の間でもかなり読まれている状況があるが⁽⁵⁶⁾、それらの中にはポルノグラフィ的要素の強いものが少なからず含まれており、近い将来、日本のコミックが原理主義派による非難の対象になった場合、日本に対するイメージが悪化することは間違いないだろう。興行ビザで入国したインドネシア人女性が、売春行為を強制されていること、そして近年急速に増加している外国人研修生・技能実習生が不当な扱いを受けている実態も明るみになりつつある。『ガトラ』誌2006年10月18日号では、インドネシアはIMFからの借金を全額返済したことが「大物高利貸しの罠を打ち破った」というタイトルで報じられたが、残りの約665億ドルの借金のうち、約255億ドルは日本からの借金だ。近い将来「ポルノグラフィを振りまき、人身売買を行う高利貸しの日本」などといったイメージが生まれ、保守的なイスラム主義運動を勢いづけることがないとな誰が言い切れるだろう。日系企業は、スカーフを着用している女性を雇用しないことで有名であるが、そうした慣行もそろそろ改めるべき時代が来ている。

1998年以降、民主化プロセスの中で大きな社会変動を経験しているインドネ

シアでは、治安の悪化や若者の性道徳の崩壊などを防ぐためにイスラム法の施行を望む声が強まる傾向が見受けられるが、イスラム法的ニュアンスを持つ条例の制定には、イスラム国家の建設を目指して運動を行っている原理主義派グループが主体的に関わっており、彼らの声が反映されやすい状況がある。そうした状況を考慮するなら、イスラムと宗教的寛容性の問題は、本来、民主化時代を迎え自由な政治的環境の中で活発化してきている原理主義派グループの動向を抜きに語ることはできない。原理主義派グループの動向と宗教的寛容性の問題についての研究は今後の課題としたい。

(本稿は科学研究費補助金による研究成果の一部である。)

研究テーマ:「インドネシアにおける民主化とジェンダーの主流化—イスラムとの関係性」)

(注)

- (1) とりわけ南スラウェシのブルクンバ県は、イスラム法施行の成功が認められ、2005年3月にイスラム法樹立準備委員会によって開催された第3回イスラム共同体会議(Kongres Umat Islam III)の開催地に選ばれた。同県におけるイスラム法施行の成功について、同会議に講演者として招待されたMMI(インドネシア・ムジャヒディン協議会)のデータ&情報部長のFauzan Al-Anshariは、政治的指導者たちによる一貫した政治的意思があったことがその秘訣であったと述べている。Gatra, 2005年4月16日号, “Jalan Syariat Warga Taat (イスラム法が施行され、住民は従順に従う)”, p.46.
- (2) Koran Tempo, 2006年6月29日付, “Mencemaskan Dampak Perda Syariat (不安感を与えるシャリアー条例の影響).”
- (3) Gatra, 2006年5月6日号, p.23.
- (4) 2003年にイスラム教徒にクルアーンを読み書きを義務付ける条例を制定したブルクンバ県では、結婚しようとするカップルが上手にクルアーンを読めなければ結婚を延期させる、クルアーンが上手に読めない公務員は昇進できないなどの規定を設けている。Gatra, 2005年4月16日号, p.46.
- (5) 福祉正義党Tamsil Linrung議員は、切手刑をショック療法として有効だと考えており、汚職をしたものは極刑に科しても構わないと語った。(2005年2月28日のTamsil Linrung議員に対する筆者のインタビューによる。)
- (6) マルクにおいて、ラスカル・ジハードが姦通者に石打ち刑(hukum rajam)を実行したことはある。Gatra, 2006年5月6日号, P.22. 石打ち刑とは、地面に穴を掘り、姦通者を頭だけ

- 地表に出るように土に埋めて、石を投げつけて殺す刑である。筆者が南スラウェシを訪れた際、1950年代から1960年初頭にかけてインドネシアからの分離独立運が行われていた当時、南スラウェシのシンジャイ地方で、実際に石打ち刑が実施されていたのを幼少の頃何度か目撃したという証言を南スラウェシ州の宗務局の役人Ahmad Yani氏から得た。(2007年2月28日のAhmad Yani氏へのインタビューによる。)
- (7) *Survei Nasional : Dukungan dan Penolakan Terhadap Radikalisme Islam*, Lembaga Survei Indonesia(LSI) Jakarta, 16 Maret 2005.
- (8) *The Jakarta Post*, 2006年8月25日付, “Muslim moderates 'still the majority.” (www.thejakartapost.com)
- (9) Radio 68H, 2005年10月13日付, “Radikalisme 13 Juta(過激主義は1300万人).” (http://www.radio68h.com/) 国立イスラム大学(UIN) ジャカルタ校の「イスラムと社会研究センター(Pusat Pengajian Islam dan Masyarakat)」がJIL とFreedom Instituteと協力して2004年11月に行った全国調査の結果。
- (10) BKKBN(国家家族計画調整局)が2002年に西ジャワの6つの都市において、15歳から24歳までの2880人を対象に実施した調査によれば、39.65%が結婚前に性的関係を持っていたという結果が出ている。*Gatra*, 2005年11月28日号, “Revolusi Seks Bangku Sekolah(生徒たちのセックス革命).” (www.gatra.com/) 一般的にジャカルタなどの大都市においては、若年層の男女交際の自由化が急速に進みつつあり、両親から離れて生活をしていたりする場合も多く、両親の許可なくデートする若者は少なくない。一昔前には公衆の面前で手をつないでデートするカップルは見られなかったが、今では頻繁に見かけられる。MBA(Marriage by accident)の用語で呼ばれるいわゆる「できちゃった婚」もTVなどで話題にされるようになってきている。しかしながら、現在でもやはり、インドネシアのイスラム社会の社会通念では、女性の両親の許可を得ない限り、結婚していない男女が二人きりで出歩くことは許されないことだとされている。そして女性の両親の許可を得るということは、結婚を前提とした付き合いであることを意味するため、娘をもつ両親は、娘に恋人ができてからの方が、娘に恋人がいない時よりも安心だという。これは恋人ならば責任をとってくれるという前提があるからであるが、当然裏切られることもある。
- (11) *Gatra*, 2006年5月6日号, “Gelora Syariat Mengepung Kota(イスラム法熱が街を覆う)”, p.29. ブルクンバ県では、未婚者が姦通した場合にムチ打ち100回、賭博にムチ打ち40回、アルコールの販売と飲酒にムチ打ち40回、暴力行為には被害者が受けた殴打の回数に応じた制裁などの刑を科している。
- (12) *Gatra*, 2006年5月6日号, p.21.
- (13) ジョクジャカルタでは、HTI, MMI, FSRMY(Forum Silaturahmi Remaja Masjid Yogyakarta)などの連合体である「イスラム同胞フォーラム(Forum Ukhuwah Islamiyah)」が、2006年9月現在、女性の国家公務員と国立学校的女子生徒にスカーフの着用を義務付ける法案を起草している。*Jawa Pos*, 2006年9月8日付, “FUI Dorong Perda
- Wajib Jilbab(FUIはスカーフの義務付ける条例を推し進める).” (http://jawapos.com/)
- (14) WCRP(World Conference on Religion for Peace: 平和のための世界宗教会議)のインドネシア支部にあたるのがICRPであるが、実質的にディン・シャムスディンが会長を勤め、事務所をもたない名目的なICRPとは別に、リベラル派イスラム知識人を主なメンバーとし、ジャカルタに事務所をもつもう1つのICRPが存在しディン・シャムスディンと対立している。ICRPの公式サイトには、ICRPは2000年に当時大統領の座にあったアブドゥルラフマン・ワヒド(元NU会長)によって設立が宣言されたとあるが、このICRPの会長はジョハン・エフエンディであり、ディン・シャムスディンとは実質的には無縁の組織である。2005年8月2日、ICRPの事務所にて、同組織のスタッフの一人Inda Triwiartiへのインタビューによる。
- (15) 2006年10月18日、Muslimat NU活動家、Azizah Azizに対する筆者のインタビューによる。
- (16) アジア財団はCIAによって設立されたもので、1967年までCIAから資金援助を受けていたとして、アジア財団から資金援助を受けているNGOは、『ヒダヤトゥッラー(Hidayatullah)』誌、『サビリ(Sabili)』誌など、原理主義派のマスメディアによってリストアップされ、その使命が疑問視されている。『ヒダヤトゥッラー』2004年12月6日号のインタビュー記事で、ウリルが、JILが毎年14億ルピアの資金援助を受けていること、そしてムハマディヤやNU、ジャカルタやジョクジャカルタの国立イスラム大学、ソロのムハマディヤ大学、宗教省などもアジア財団から資金援助を受けていることを認め、「当然彼らは彼らと同じビジョンを持った活動に資金を援助する」「私たちは、私たちと同じイデオロギーでない人たちからお金をもらうことはできない。」と発言していることも、反リベラル派の猜疑心をますます強める要因となっている。
- Hidayatullah*, 2004年12月6日号, “Ulil Abshar: ‘1,4 miliar Itu Kecil.’” (www.hidayatullah.com/)
- http://swaramuslim_net, 2005年2月23日付. “Menerobos Batas Akidah Amblas.” では、アジア財団から資金供与を受けているJILと「同じ乳を飲む兄弟」として30の機関を列挙している。同サイトでは、Hartono Ahmad Jaiz著『キリスト教化におけるイスラム著名人の足跡(*Jejak Tokoh Islam dalam Kristenisasi*)』(Darul Falah Jakarta, 2004.)が参照されている。
- (17) JILの設立当初からのメンバーであったリザル・マラランゲン(Rizal Mallarangeng; オハイオ大学で博士号を取得。現在、国民健康調整大臣特別スタッフが所長を務めるフリーダム・インスティテュート(Freedom Institute; 2001年同国の大企業家Abrizal Bakrieの資金によってリザルが設立)が、2005年3月5日、同国の全国紙『コンパス』紙に、燃料値上げに賛成する広告を掲載したことも、JILのイメージを悪化させる重要な要因となった。JILのメーリングリストでは、燃料値上げについて反対する意見が多かったが、この出来事は、保守派イスラム主義者たちの間に、JILが掲げる宗教分野における自由主義と経済分野における自由主義とを結び付けて捉える傾向を生み出してしまう結果となった。フリーダム・インスティテュートのインターネット・サイトがJILやJILのオフィスであるウ

タン・カウのサイトにリンクを張っていることも両者の間に深い結びつきがあるというイメージを与えている。

- (18) イスティンバースは、イジュティハードとほぼ同義で、イスラム法学の原則と方法論に従って、法学に関する諸問題について法学的見解を出すために、集中的に研究し最大限の努力を行うことを意味するが、テキストを離れたキヤース(類推)を恐れるNUでは、キヤースやイジュティハードといった用語は避けられる傾向が強い。Muhammad, Husein, “Tradisi Isti bath Hukum NU: Sebuah Kritik,” in M. Imdadun Rahmat, ed., *Kritik Nalar Fiqh NU: Transformasi Paradigma Bahtsul Masa'il*, Lakpesdam, 2002, p.33.
- (19) JIL, 2004年12月6日, “Dua Intelektual Muda NU Bicara Soal NU Pasca Muktmarm:NU Pascamuktamar Masih Suram.” (<http://islamlib.com/>)
- (20) JIMMの研究プログラム・リーダーで『批判的イスラム法学：解放的宗教性を構想する (Islam Mazhab Kritis: Manggagas Keberagamaan Liberatif)』の著者であるアフマッド・ファウッド・ファナニは、形式的でテキスト的解釈をするイスラム思想とリベラルで文脈的解釈をするイスラム思想の中間に位置するものとして「穏健なイスラム」を定義し、それを理想とすべきと考えているようである。クルアーンにあるテキストは、理性、テキストが生まれたときの歴史、そして現在の社会的現実という三つの要素を考慮して解釈されなければならないとする点で彼の思想はリベラルである。しかし彼は、形式主義的宗教性が過激主義を生み出すことも珍しくないとして批判する一方で、リベラル派についても、「イスラム性がしばしばグループに対する連帯性を持たない単なる個人的アイデンティティーとなっている。彼らはイスラム教徒の政治的闘争に対して敏感さをあまり持たず、言説中心的で、エリート主義的で、小さな民(masyarakat kecil)を擁護するプロセスに目に見える影響力をあまり持たない。」と批判し(同書p.117)、イスラム教徒の連帯感や政治的闘争を重視している。またリベラル派の解釈方法について、「彼らによれば、テキストは自律的(otonom)なもので、どんな利害に基づこうとも、誰によって解釈されることも自由で、どこにおける状況にも合わせられなければならない。」と解説し(同書p.117)、そこにはリベラル派に対する不信感が見て取れる。
- (21) ムハマディヤ中央執行部は、1998年以降各地で異教徒間の紛争問題が見られるようになってきたことを背景に、『クルアーンのテーマ的解釈：異教徒間の社会関係について』という書籍をイスラム法解釈を協議する同組織の機関「タルジ・イスラム思想発展協会」から2000年に出版している。本書には、異教徒間の社会関係について「クルアーンの聖書解釈学のようなものを構築していく必要がある」ことが明記されている。Majelis Tarjih dan Pengembangan Pemikiran Islam PP Muhammadiyah, *Tafsir Tematik Al-Qur'an: Tentang Hubungan Sosial Antarumat Beragama*, Pustaka SM, 2000, p.89.
- (22) *Suara Muhammadiyah*, 2002年4月16-30日号, pp.7-11.
- (23) Hidayat, Syamsul & Sudarno Shobron, *Pemikiran Muhammadiyah: Respons Terhadap Liberalisasi Islam*, Muhammadiyah University Press, 2005.
- (24) 1889年北インドのパンジャブ州を拠点に開始されたイスラム改革復興運動で、創始者

ミルザー・グラーム・アフマド (Mirza Ghulam Ahmad) が自らを預言者であり、メシア(救世主)であると位置づけている点などが特徴であるとされる。この宗派は、タズキラ (tadzkiarah) と呼ばれるミルザー・グラームがアッラーから受けた啓示を集めた教典を持ち、ミルザー・グラームの預言者性などをめぐる対立から、ミルザー・グラームの預言者性を主張する多数派のカーディアン (Qadian) 派とミルザー・グラームの預言者性を否定し、単なる革新者であると位置づける少数派のラホール(Lahor)派に分裂しているとされ、インドネシアには1930年代から布教が開始され、カーディアン派のJamaat Ahmadiyah Indonesia (インドネシア・アフマディヤグループ) は西ジャワのボゴールに、ラホール派のGerakan Ahmadiyah Indonesia (インドネシア・アフマディヤ運動) は中部ジャワのジョクジャカルタにそれぞれ拠点を置いて活動してきたとされる。” Gerakan Ahmadiyah Indonesia(インドネシア・アフマディヤ運動)”

(<http://studiislam.wordpress.com/gerakan-ahmadiyah-indonesia/>)

MUIは、1980年の全国会議 (Musyawarah Nasional) 以降、ミルザー・グラームの預言者性を認めるアフマディヤ派の教義が、預言者ムハンマドを最後の預言者であるとするイスラムの根本教義に反しているとしてアフマディヤ派を異端とみなすファトワーを出しているが、現在インドネシアのアフマディヤ派組織は、ミルザー・グラーム・アフマドの預言者性を否定し、アフマディヤ派はイスラムの一部だと主張している。インドネシアでは社会信条潮流研究調整庁 (Bakor Pakem=Badan Koordinasi Pengkaji Aliran Kepercayaan Masyarakat) が、アフマディヤ派問題について検討してきており、2005年には同庁が、アフマディヤ派の禁止は大統領令 (Peraturan Presiden) を通じてなされるべきだという検討結果を宗教省に提出したが、そのまま放置されていた。最高検察庁検事Wisnu Subrotoは、アフマディヤ派がどこまで社会の平穏を乱しているか、そして、イスラム教義と抵触しているかを見極める必要があり、社会信条潮流研究調整庁はアフマディヤ派組織を禁止することに対して慎重であるべきだという見解を述べている。 *Detiknews*, 2008年1月2日付, “Pakem Pusat Bahas Ahmadiyah Pekan Depan.(中央社会信条潮流研究調整庁が来週アフマディヤについて検討)” (www.detiknews.com/)

- (25) *Gatra*, 2005年8月6日号 “Tapal Batas Tafsir Bebas(自由な解釈への境界線)”, pp.75-84.
- (26) 2005年7月のMUIによるファトワー (JILのメーリングリストに2005年7月29日に配信された情報に基づく) では、多元主義、宗教的多元性、リベラリズム、世俗主義は以下のように定義されている。

- 1) 多元主義とは、すべての宗教は同じで、それゆえにそれぞれの宗教の真理は相対的であると教える思想のことである。そのため、それぞれの信徒たちは自分の宗教だけが正しく、その他の宗教はそうでないと主張してはならない。多元主義はまた天国においてすべての宗教の信徒が隣り合って生活すると教える。
- 2) 宗教的多元性 (pluralitas) とは、特定の国/地域で、隣り合って生活している信徒たちのさまざまな形態のことである。

- 3) リベラリズムとは、宗教テキスト(クルアーンとスンナ)を、理性と自由な考えだけを用いて理解し、理性に合致する宗教教義だけを受け入れることである。
- 4) 世俗主義とは、現世と宗教を分けることである。宗教は個人と神の関係だけを取り仕切るためだけに用い、人間同士の関係は社会的合意のみに基づいて取り仕切られる。
- 27) Ibid.
- 28) *Gatra*, 2005年8月6日号, pp.78-79.
- 29) *Pikiran Rakyat*, 2005年4月20日付, “MUI Didesak Larang JIL (MUIはJILを禁止するよう強い要請を受けた).” (<http://www.pikiran-rakyat.com/>)
- 30) 2005年7月9日と同15日には、ハビブ・アブドゥラフマン・アッセガフの指揮するGUII (Gerakan Umat Islam Indonesia 「インドネシア・イスラム共同体運動」)とFPI (Front Pembela Islam 「イスラム擁護戦線」; Habib Rizieq Syihabの呼びかけに応じたイスラム学者や布教者たちによって1998年に設立された組織で、アメリカに対する抗議デモ、ディスコ、売春宿などを暴力的に閉鎖する活動を行っていることで有名。)を名乗る者たちを先頭にした数百人の群衆によって、ジャカルタ南部のポゴール、パルン(Parung)のアフマディヤ派の本部であるムバラク大学が襲撃された。
([http://www.wahidinstitute.org/\[PDF\] Aksi-aksi Kekerasan FPI Sepanjang Tahun.](http://www.wahidinstitute.org/[PDF] Aksi-aksi Kekerasan FPI Sepanjang Tahun.)), 及び*Gatra*, 2006年6月21日号, pp.18-19.
- 31) この事件の背後にもFPIが関与していたとみられている。Ibid.
- 32) 2005年8月2日には、西ジャワ州ブルワカルタ県のFPI執行部が、あるキリスト教系幼稚園に対して、同幼稚園の運営と礼拝を停止し建物を取り壊すよう要請し、もし要請に従わない場合にはFPIが強制的に建物を取り壊すと脅迫した。2005年10月16日には東部バカンでも礼拝中のキリスト教徒をFPIが追放する事件が起きている。Ibid.
- 33) 2005年8月5日、FPIがJILの事務所を襲撃すると脅迫する事件が起きたが、数十人のNU傘下の護衛組織Banser (Barisan Ansor Serbaguna (「多目的援助部隊」の意): 1934年に設立されたANOを母体とするNUの治安部隊)と警察に護られ、実際には襲撃されるには至らなかった。Detiknews, 2005年8月5日付, “Banser Ikut Jaga, Ulil Tak Gentar JIL Mau Dibubarkan FUI (Banserも護衛に加わり、JILはFUIに解散させられようとしたがウリルは恐れなかった).” (<http://jkt.detiknews.com/>)
- 34) tempointeractive, 2005年7月16日付, “Ulil Abshar : Fatwa MUI Pemicu Kekerasan terhadap Ahmadiyah(ウリル・アブサル: MUIのファトワーはアフマディヤーに対する暴力の引き金).” (<http://www.tempointeractive.com/>)
- 35) “Desakan Pembubaran Ahmadiyah Menguat: FUI Temui Jaksa Agung.” (<http://syabab.com>)
- 36) *Hidayatullah*, 2008年1月11日号 “Mashadi : Pembela Aliran Sesat Lebih Bahaya Dari Aliran Sesat.” (<http://hidayatullah.com>)
- 37) *Detiknews*, 2006年3月8日付, “Ratusan Mahasiswa Yogya Demo Tolak RUU APP.”
- (<http://www.detiknews.com>)
- 38) *Sinar Harapan*, 2006年3月13日付, “RUU APP Direvisi untuk Akhiri Polemik.” (<http://www.sinarharapan.co.id/berita/>)
- 39) 国会一福祉正義党派サイトのニュース, 2006年3月16日付, “Usulan Meneg PP agar RUU APP Direvisi Total Tidak Beralasan,” Berita 16 Maret 2006. (<http://www.fpk-dpr.or.id/news>)
- 40) *Detiknews*, 2006年4月22日付, “Sinta Nuriah : RUU APP Berpotensi Seragamkan Budaya(シンタ・ヌリア: ポルノ規制法案は文化を画一的にしてしまう可能性を持つ).” (www.detiknews.com/)
- 41) 2006年10月17日、Fatayat活動家、Neng Daraに対する筆者のインタビューによる。
- 42) *Pikiran Rakyat*, 2005年5月21日付, “Ribuan Pedemo di Tiga Kota Turun ke Jalan (数千人のデモ参加者が三つの都市で街頭に出た).” (www.pikiran-rakyat.com/)
- 43) *Kompas*, 2006年5月24日付, “Gus Dur dan FPI Diminta Menyelesaikan Insiden di Purwakarta(グス・ドゥルとFPIはプルワカルタでの事件を解決するよう要請された).” (www.kompas.com/)
- 44) FPIなどアナーキーな破壊行為を行う組織のメンバーたちが、アラブ風の白い長衣(jubah)を身につけていることから、2005年にシャフィイ・マアリフが、「アラブ風の長衣を着たチンピラ (Preman berjubah)」と呼んで以来、よく使用されている用語。*Gatra*, 2006年6月21日号, p.17.
- 45) *Gatra*, 2006年6月21日号, “Arus Deras Libas Premanisme Ormas(大衆団体のチンピラ主義を降伏させる激しい流れ),” pp.17-18.
- 46) *Gatra*, 2006年5月6日号, “Sengketa Pandangan Porno(ポルノについての見解をめぐる対立),” pp.31-32.
- 47) 『サビリ (Sabili)』誌2005年8月25日号の表紙には、「アメリカのシンク・タンクの告白: インドネシアは破壊のターゲット」といったキャッチ・コピーが掲載されている。
- 48) 『タルバウィ (Tarbawi)』誌2006年10月12日号。『タルバウィ』誌は、原理主義派の福祉正義党 (PKS) 関係者によって1999年に創刊された雑誌で、『サビリ』誌とともに原理主義派の学生の間で広く読まれている。
- 49) 拙論「インドネシアにおける女性運動とジェンダーの主流化」『東南アジアのNGOとジェンダー』織田由紀子/田村慶子編著, 明石書店, 2004年。
- 50) 相続、女性大統領の是非、切手刑などについての回答には男女差が目立たないのに対し、一夫多妻婚については男女間で回答に歴然とした差が見られる。Lembaga Survei Indonesia (インドネシア調査機関) が2006年1月に(全国から17歳以上、もしくは既婚者であるものをランダムに1200人を対象に面接形式で実施した調査によれば、一夫多妻婚に対して男性の56%が賛成と回答しているのに対し、女性で賛成するものは24%のみである。Survei Nasional: Dukungan dan Penolakan Terhadap Radikalisme Islam, Lembaga Survei Indonesia(LSI) Jakarta, 16 Maret 2005.

- 51) 西洋文化がインドネシアのイスラム教徒にとって悪い影響をより多くもたらすという見解に賛成するものは全体の62%にのぼる。Ibid.
- 52) ムスリム女性は異教徒の男性と結婚してはならないと考えるものは男性の65%、女性の67%に達する。姦通者は石打の刑に処されるべきとするものは、男性の45%、女性の52%である。窃盗に対する切手刑に賛成するものは、男性の37%、女性の39%である。相続については、女性は男性の半分とすべきとするものは男性、女性ともに54%である。Ibid.
- 53) NUに対する支持率が71.7%で最も高く、MUIが59.1%、ムハマディヤが54.1%、その次にFPIが16.9%、MMIが11%、アフマディヤ派3.9%、HTI3.3%、シエラ派3.2%、JILは2.5%となっている。もっともJILの認知度は、NU86%、ムハマディヤ83.4%、MMI64.7%にくらべ、JILは14.1%と低い。Ibid.
- 54) Mulia, Musdah, *Muslimah Reformis: Perempuan Pembaru Keagamaan*, Mizan, 2005.
- 55) インドネシアにおける宗教教育のあり方についてのこうした批判は、民主主義者党 (Partai Demokrat) 党首 (当時) Budi Santosoからも聞かれた。2005年3月2日、Budi Santosoに対する筆者のインタビュー。
- 56) 日本のコミックは1980年代からすでに書店の一角を占めるようになり、当初はインドネシア語に訳されるコミックも『ドラえもん』をはじめ、子供向けのものが多かったが、近年、恋愛をテーマとしたものも多く訳されている。インドネシア大学の学生がよく立ち寄る書店の店主にインタビューしたところ、ここ3年ほどの間に、日本のコミックが大学生の間で急速に読まれるようになったという。イスラム社会の戒律ゆえに自由な恋愛が困難な状況の中で、インドネシアの学生たちはコミックを読むことで恋愛という未知の事柄を疑似体験したいという欲求が強いのかもしれない。

(参考文献)

[外国語文献]

- Abshar-Abdalla, Ulil, dkk., *Islam Liberal & Fundamental: Sebuah pertarungan Wacana*, eLSAQ Press, 2003.
- Abdullah, Amin, *Tradisi, Kemodernan dan Metamodernisme*, LKiS, Yogyakarta, 1996.
- Al Qurtubi, Sumanto, “Tradisi Bahtsul Masa’il NU: ‘Hou Low Can You GO?’ ”, in M.Imdadun Rahmat, ed., *Kritik Nalar Fiqh NU: Transformasi Paradigma Bahtsul Masa’il*, Lakpesdam, 2002.
- Ali, Mukti, “Ahmad Wahib: Anak muda yang bergulat dalam pencarian.” in Djohan Effendi & Ismed Natsir, eds., *Pergolakan Pemikiran Islam: Catatan Harian Ahmad Wahib*, Jakarta: LP3ES, 1981.
- Adnan, Zifirdaus, “Islamic Religion: Yes, Islamic(Political) Ideology: No! Islam and the State in Indonesia”, in Arif Budiman, ed., *State and Civil Society in Indonesia*, Monash Asia Institute, 1990.
- Azhari Noer, Kautsar & Zuhairi Misrawi, *Fiqh Lintas Agama*, Penerbit Paramadina, 2003.

- Barton, Greg, *Gagasan Islam Liberal di Indonesia — Pemikiran Neo-Modernisme NurcholishMadjid, Djohan Effendi, Ahmad Wahib, dan Abdurrahman Wabid 1968-1980*, Paramadina, Pustaka Antar, Yayasan Adikara, and The Ford Foundation, 1999 (1995年にモナッシュ大学に提出された以下の博士論文のインドネシア語訳。The Emergence of Neo-Modernism: A progressive, Liberal Movement of Islamic Thought in Indonesia.)
- Baso, Ahmad, “Pengantar Penerjemah: Posmodernisme Sebagai Kritik Islam : Kontribusi Metodologis “Kritik Nalar” Muhammad Abed al-Jabiri, “ in Muhammad Abed Al Jabiri, *Post Tradisionalisme Islam*, LKiS, 2000.
- Bull, Ronald A.L., “Aspek-Aspek Metaforis Wacana Islam Indonesia Tentang Pembangunan,” in Woodward, Mark R. ed., *Jalan Baru Islam: Memetakan Paradigma Mutakhir Islam Indonesia*, Bandung: Penerbit Mizan, 1998.
- Effendi, Djohan, *Pembangunan Kehidupan Beragama Dalam Perspektif Negara Pancasila, Pidato Diucapkan pada Ucapan Pengukuhan Jabatan Abli Peneliti Utama Dalam Bidang Agama dan Kemasyarakatan Departemen Agama Pada Tanggal 23 September 1992*.
- Effendi, Djohan & Ismed Natsir, eds., *Pergolakan Pemikiran Islam : Catatan Harian Ahmad Wahib*, Jakarta: LP3ES, 1981.
- Effendi, Syahril, *Rahasia Sukses Dakwah Habib—FPI Gempur Playboy ?*, Yudi Pramuko Rajanya Penrebit Islam, 2006.
- Esposito, John L. ed., *The Oxford Encyclopedia of the Modern Islamic World*, Oxford University Press, 1995.
- Fakih, Mansour, “Community Development in Pesantren Issues and Problems”, in Manfred Oepen and Wolfgang Karcher, ed., *The Impact of Pesantren in Education and Community Development in Indonesia*, P3M, 1988.
- Fanani, Ahmad Faud, *Islam Mazhab Kritis: Menggagas Keberagamaan Liberatif*, Kompas, 2004.
- Fyzee, Asaf A.A., “The Reinterpretation of Islam” in John, J.Donohue & John, L. Esposito, eds., *Islam in Transition: Muslim Perspectives*, New York: Oxford University Press, 1982.
- Hatta, Mohammad, *Kumpulan Pidato II*, Toko Gunung Agung, 2002.
- Hefner, Robert W., *Civil Islam: Muslims and Democratization in Indonesia*, Princeton University Press, 2000.
- Hidayat, Syamsul & Sudarno Shobron, *Pemikiran Muhammadiyah: Respons Terhadap Liberalisasi Islam*, Muhammadiyah University Press, 2005.
- Jaiz, Hartono Ahmad, *Ada Pemurtadan di LAIN*, Pustaka Al-Kautsar, 2005.
- Kurzman, Charles, ed., *Liberal Islam : A Soucebook*, Oxford University Press, 1998.
- , *Wacana Islam Liberal : Pemikiran Islam Kontemporer tentang Isu-Isu Global*, Paramadina, 2001.

- Lembaga Survei Indonesia, *Survei Nasional: Dukungan dan Penolakan Terhadap Radikalisme Islam*, Lembaga Survei Indonesia(LSI) Jakarta, 16 Maret 2005.
- Liddle, R.William, “Skripturalisme Media Dakwah: Sebuah Bentuk Pemikiran dan Aksi Politik Islam di Indonesia”, in Woodward, Mark R. ed., *Jalan Baru Islam: Memetakan Paradigma Mutakhir Islam Indonesia*, Bandung: Mizan, 1998. (Woodward, Mark R., ed., *Toward A New Paradigm: Recent Developments in Indonesian Islamic Thought*, Arizona State University, 1996.)
- Majelis Tarjih dan Pengembangan Pemikiran Islam PP Muhammadiyah, *Tafsir Tematik Al-Qur’an :Tentang Hubungan Sosial Antarumat Beragama*, Pustaka SM, 2000.
- Martin, Richard C, eds., *Encyclopedia of Islam and the Muslim World*, Macmillan Reference USA, 2004.
- Mas’udi, Masdar F., *Menggagas Ulang Zakat dan Belanja Negara untuk Rakyat*, Pustaka Mizan, 1992.
- , *Islam dan Hak-hak Reproduksi Perempuan*, Pustaka Mizan, 2002.
- Muhammad, Husein *Islam Agama Ramah Perempuan: Pembelaan Kiyai Pesantren*, Fahmina Institute & LKiS, 2004.
- , “Tradisi Istibath Hukum NU: Sebuah Kritik,” in M.Imdadun Rahmat, ed., *Kritik Nalar Fiqh NU: Transformasi Paradigma Bahtsul Masa’il*, Lakpesdam, 2002.
- Mulia, Musdah, *Muslimah Reformis: Perempuan Pembaru Keagamaan*, Mizan, 2005.
- Munawar-Rachman, Budhy, *Islam Pluralis: Wacana Kesetaraan Kaum Beriman*, Paramadina, 2001.
- Saefuddin, Didin, *Pemikiran Modern dan Postmodern Islam: Biografi Intelektual 17 tokoh*, Grasindo, 2003.
- Shimogaki Kazuo, *Kiri Islam-Antara Modernisme dan Posmodernisme:Telaah Kritis Pemikiran Hassan Hanafi*, LKiS, 1993. (Shimogaki Kazuo, *Between Modernity and Postmodernity The Islamic Left and Dr. Hassan Hanafi’s Thought: A Critical Reading, 1988.*)
- Sirry, Mun’in A & Tim Penulis Paramadina, *Fiqih Lintas Agama-Membangun Masyarakat Inklusif-Pluralis*, Yayasan Wakaf Paramadina & The Asia Foundation, 2003.
- Sjadzali, H.Munawir, “Bagian Pertama Dari Lembah Kemiskinan,” in Panitia Penulis Buku 70 tahun Prof. Dr. H. Munawir Sjadzali, MA., *Kontekstualisasi Ajaran Islam – 70 tahun Prof.Dr. H. Munawir Sjadzali, MA.*, Ikatan Persaudaraan Haji Indonesia & Paramadina, 1995.
- Syafii Maarif, Ahmad, *Otobiografi Ahmad Syafii Maarif—Titik-Titik Kisar di Perjalananku*, Maarif Foundation for culture and humanity, 2006.
- *Tambahan Lembaran-Negara Republik Indonesia No.2726*, Penjelasan atas Penetapan Presiden Republik Indonesia No.1 Tahun 1965 tentang Pencegahan Penyalah-gunaan dan/atau Penodaan Agama.

- Tim Redaksi Tanwirul Afkar, *Fiqh Rakyat: Pertautan Fiqh dan Kekuasaan*, Yogyakarta: LKiS, 2000.
- Wahid, Abdurrahman, “Epilog: Ulil Abshar-Abdalla dengan Liberalismenya”, in Ulil Abshar-Abdalla, dkk., *Islam Liberal & Fundamental: Sebuah pertarungan Wacana*, eLSAQ Press, 2003.

[日本語文献]

- 拙論「インドネシアにおけるイスラーム家族法とジェンダー」『九州国際大学国際大学商学論集』第13巻第2号, 2003年。
- 「インドネシアにおける女性運動とジェンダーの主流化」『東南アジアのNGOとジェンダー』織田由紀子/田村慶子編著, 明石書店, 2004年。
- 大塚和夫他編『岩波イスラーム辞典』岩波書店, 2001年。
- 河野博子『アメリカの原理主義』集英社新書, 2006。
- 小林寧子「インドネシアのイスラーム伝統派の思想革新」『イスラーム地域研究叢書2, 現代イスラーム思想と政治運動』東京大学出版会, 2003。
- 西野節男「東南アジアにおけるイスラーム教育改革の動向—インドネシアとマレーシアの事例から—」『アジア研ワールド・トレンド』No.38, JETRO, 1998年9月。
- 見市建『インドネシア—イスラーム主義のゆくえ』平凡社, 2004。

[新聞・雑誌・インターネット]

- Antara News*, 2006年8月31日付。
“Din Syamsuddin dan Hasyim Muzadi Ketua WCRP.” (<http://www.antara.co.id/>)
- Detiknews*, 2005年8月5日付, “Banser Ikut Jaga, Ulil Tak Gentar JIL Mau Dibubarkan FUI.” (<http://jkt.detiknews.com/>)
- Detiknews*, 2004年4月22日付, “Sinta Nuriah: RUU APP Berpotensi Seragamkan Budaya.” (www.detiknews.com/)
- Detiknews*, 2006年3月8日付, “Ratusan Mahasiswa Yogya Demo Tolak RUU APP.” (www.detiknews.com/)
- Detiknews*, 2008年1月2日付, “Pakem Pusat Bahas Ahmadiyah Pekan Depan.” (www.detiknews.com/)
- Ensiklopedi Tokoh Indonesia, “Biografi Kiai Hasyim Asy’ ari: Ulama Pembaharu Pesantren.” (<http://www.tokohindonesia.com/>)
- 国会—福祉正義党会派のニュース, 2006年3月16日付, “Usulan Meneg PP agar RUU APP Direvisi Total Tidak Beralasan.” (<http://www.fpkd-dpr.or.id/news/>)
- Gatra*, 2004年2月21日号, “Gertak Mati Pengawal Akidah,” pp.78-81.
- Gatra*, 2005年4月16日号, “Jalan Syariat Warga Taat,” pp.44-46.
- Gatra*, 2005年8月6日号, “Tapal Batas Tafsir Bebas,” pp.75-84.

- *Gatra*, 2005年11月28日号, “Revolusi Seks Bangku Sekolah,” (www.gatra.com/)
- *Gatra*, 2006年3月4日号, “Bebas Lisensi Setengah Hati,” pp.22-31.
- *Gatra*, 2006年5月6日号, “Sengketa Pandangan Porno,” pp.31-32.
- *Gatra*, 2006年5月6日号, “Gelora Syariat Mengepung Kota,” pp.20-30.
- *Gatra*, 2006年6月21日号, “Arus Deras Libas Premanisme Ormas,” pp.16-23.
- *Hidayatullah*, 2004年12月6日号, “Ulil Abshar: ‘1,4 miliar Itu Kecil.’” (www.hidayatullah.com/)
- Faith Freedom International-Forum Indonesia, “Pembela Aliran Sesat Lebih Bahaya Dari Aliran Sesat.” (http://www.indonesia.faithfreedom.org/forum/)
- *Jawa Pos*, 2006年9月8日付, “FUI Dorong Perda Wajib Jilbab.” (http://jawapos.com/)
- LKiS, “Tentang LKiS.” (http://www.lkis.or.id/)
- JIL, 2002年5月25日付, “Melacak Jejak Liberal di IAIN.” (Sabili, 2002年5月25日号からの転載) (http://islamlib.com/)
- JIL, 2002年8月11日付, Ulil Abshar-Abdalla, “Warna-Warni”. (http://islamlib.com/)
- JIL, 2003年1月12日付, “Pada Mulanya Saya Konservatif.” (http://islib.com/)
- *Kompas*, 2006年5月24日付, “Gus Dur dan FPI Diminta Menyelesaikan Insiden di Purwakarta.” (www.kompas.com/)
- *Koran Tempo*, 2005年10月17日付, “Generasi Baru Teroris Incar Aktivis Islam Liberal.” (http://www.korantempo.com/)
- *Koran Tempo*, 2006年6月29日付, “Mencemaskan Dampak Perda Syariat.”
- *Pikiran Rakyat*, 2005年5月21日付, “Ribuan Pedemo di Tiga Kota Turun ke Jalan.” (www.pikiran-rakyat.com/)
- *Suara Karya*, 2006年6月29日付, “Perda Syariat Islam: Pengawasan Depdagri Dipertanyakan.”
- *The Jakarta Post*, 2006年8月25日付, “Muslim moderates ‘still the majority.’” (www.thejakartapost.com)
- Radio 68H, 2005年10月13日付, “Radikalisme 13 Juta.” (http://www.radio68h.com/)
- Swara Muslim Net, 2005年2月23日付, “Menerobos Batas Akidah Ambblas.” (http://swaramuslim_net)
- JIL, 2004年12月6日付, “Dua Intelektual Muda NU Bicara Soal NU Pasca Muktamar: NU Pascamuktamar Masih Suram.” (http://islamlib.com/)
- *Pikiran Rakyat*, 2005年4月20日付, “MUI Didesak Larang JIL.” (http://www.pikiran-rakyat.com/cetak/)
- *Republika*, 2006年6月26日付, “Pemerintah Fasilitasi Perda Bernuansa Syariat: Sejak lahir masyarakat Indonesia sudah berkenalan dengan syariat.”
- *Republika*, 2006年6月15日付, “Perda Syariat Sudah Demokratis: Ruh syariat baik untuk memperbaiki bangsa.”
- *Sabili*, 2005年8月25日号.
- studiislam, “Gerakan Ahmadiyah Indonesia.” (http://studiislam.wordpress.com/gerakan-ahmadiyah-indonesia/)
- *Sinar Harapan* 2006年3月13日付, “RUU APP Direvisi untuk Akhiri Polemik.” (http://www.sinarharapan.co.id/berita/)
- *Suara Muhammadiyah*, 2002年4月16-30日号, “Islam Liberal Di Persimpangan,” pp.7-11.
- *Syirah*, 2004年2月号.
- *Tarbarwi*, 2006年10月12日号.
- The Wahid Institute, [PDF] *Aksi-aksi Kekerasan FPI Sepanjang Tahun*. (http://www.wahidinstitute.org/)
- The Wahid Institute, “MUI Didesak Larang JIL.” (http://www.wahidinstitute.org/)
- tempointeractive, 2005年7月16日付, “Ulil Abshar: Fatwa MUI Pemicu Kekerasan terhadap Ahmadiyah” (http://www.tempointeractive.com/)
- 日本ムスリム協会『聖クルアーン: 日亜対訳・注解』 (http://www.isuramu.net/kuruan/index.html)